

(案)

食品循環資源の再生利用等の促進に
関する基本方針の策定等について
(答申)

平成27年4月 日
中央環境審議会

支那の中国語の書類の高級
文書の写真 (中華)

日本文書
中華書類

I. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定について

今後策定すべき食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に盛り込むことが適当な事項は、以下のとおりである。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

1 基本理念

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るため、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階において、食品廃棄物等の発生抑制、食品循環資源の再生利用又は熱回収、廃棄処分をする食品廃棄物等の減量を推進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする循環型社会を構築していく。

2 関係者の取組の方向

イ 食品関連事業者の取組の方向

判断基準省令に従って、食品廃棄物等の分別、適正な管理等を行いつつ、計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組む。

ロ 再生利用事業者及び農林漁業者等の取組の方向

再生利用事業者は、食品循環資源の品質及び安全性の確保に関し必要な情報を食品関連事業者に伝えるよう努めるとともに、生活環境保全上の支障を生じないよう必要な措置を講じつつ、利用者のニーズに適合する品質及び量の特定肥飼料等の製造を行う。農林漁業者等は食品循環資源の再生利用の重要性を理解し、特定肥飼料等の一層の利用に努める。

ハ 消費者の取組の方向

消費者は商品選択の意思決定を通じて食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等に関して重要な役割を担っており、食品循環資源の再生利用等の推進に当たって消費者の行動変革が重要である。消費者は自らの食生活に起因する環境への負荷に対する理解を深め、食品を消費する各段階において食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等についての積極的な取組への理解を深め、その取組への協力に努める。

二 食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者の取組の方向

学校給食用調理施設、公的機関の食堂等において自ら食品廃棄物等を発生させる食品関連事業者以外の者等も、食品関連事業者の取組に準じて、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努める。

ホ 国の取組の方向

国は、食品関連事業者に対する指導、勧告等の措置を適確に実施するとともに食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な情報提供

等に努める。また、地方公共団体と連携を図り、地域における食品循環資源の再生利用等を促進する上での参考となる事項等を示す。

ヘ 地方公共団体の取組の方向

地方公共団体は、その区域の経済的・社会的諸条件に応じて、地域における食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携を図ること等により、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。特に、市町村は、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有するものとして、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等が地域の実情に応じて促進されるよう必要な措置を講ずるよう努める。

3 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向

循環型社会形成推進基本法に定める基本原則にのっとり食品循環資源の再生利用等を行う。なお、基本原則に示す優先順位によらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められる場合はこれによらないことを考慮する。

イ 発生の抑制

第一に、食品廃棄物等の発生の抑制を最優先することが重要である。なお、原材料を海外で製造された食材等に切り換えることは食品廃棄物等の発生場所を単に海外に移転しただけに過ぎず食品廃棄物等の発生の抑制や食品に係る資源の有効な利用につながるものではない。

ロ 再生利用

- ・第二に、特定肥飼料等の需給の動向等を踏まえ、可能な限り再生利用を進めることが必要である。
- ・再生利用手法の優先順位を飼料化、肥料化（メタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料利用する場合を含む。）、メタン化等飼料化又は肥料化以外の再生利用の順とする。
- ・飼料化については、食品循環資源の有する成分や熱量を最も有効に活用できる手段であるとともに、飼料自給率の向上にも寄与すること等から優先的に選択することが重要である。食品循環資源の再生利用としてペットフードの製造を行う際にペットフード安全法の基準及び規格に適合させるよう判断基準省令に規定する。
- ・食品循環資源の再生利用手法について、技術の進歩や社会情勢の変化等に合わせて幅広く検討を行う。

ハ 熱回収

第三に、食品循環資源の再生利用を実施することができない場合は、熱回収による食品に係る資源の有効な利用を図ることが重要である。国

は、熱回収のエネルギー効率条件を満たす施設の立地状況等について、最新の動向を踏まえ食品関連事業者に対する適切な情報提供を図るものとし、食品関連事業者は制度の適正な活用を図る。

二 減量

第四に、再生利用又は熱回収ができない食品廃棄物等については、食品関連事業者が自ら脱水、乾燥、発酵又は炭化を実施する。

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量は、平成31年度までに、食品製造業にあっては全体で95パーセント、食品卸売業にあっては全体で70パーセント、食品小売業にあっては全体で55パーセント、外食産業にあっては全体で50パーセントに向上させることを目標とする。これらの目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力だけで達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するために、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者、消費者等の関係者が連携しつつそれぞれ積極的な役割を果たすことが重要である。

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

1 食品関連事業者に対する指導の強化

イ 定期報告制度の運用

- ・国は、食品廃棄物等多量発生事業者から報告された食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関するデータを業種・業態ごとに整理し、公表することを通じて、食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進を図る。
- ・食品廃棄物等多量発生事業者は国に食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量を都道府県ごとにも報告することとし、国はこれらを整理・公表する。

ロ フランチャイズチェーン等における取組

法第9条第2項に規定する食品関連事業者に該当するフランチャイズチェーンについては、国は当該フランチャイズチェーンの本部事業者に対して指導、勧告等を行う。

ハ 食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者の取組

食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者は、他の食品関連事業者と連携し、食品循環資源の収集運搬や再生利用の委託先を共通にすることで収集運搬等の効率を高め、食品循環資源の再生利用等の費用の削減に努めるよう取組を検討することが必要であり、関係する地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等を進める観点から、このような取組が地域の実情に応じて促進されるよう必要な措置を講ずるよう努める。

2 発生抑制の推進

イ 発生抑制に関する目標

- ・食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位以下になるよう努める。
- ・国は、食品ロスの発生状況をより実態に即して把握し、取組の効果を数値化する等国民に対して幅広く食品ロスの削減の取組を働きかけていくことに努める。
- ・国は、食品廃棄物等の実態把握が不十分なため、基準発生原単位の設定が難しい等と整理された業種について、食品廃棄物等のうちの可食部及び不可食部の量的把握を行い、発生抑制に関する目標を設定するなど、発生抑制を促進する方策を検討する。

ロ 官民をあげた食品ロス削減の推進

- ・様々な関係者が連携して、フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開し、食品ロスの削減に努める。
- ・食品製造業者、食品小売業者、外食事業者、消費者、国それぞれが食品ロス削減に向けた具体的な取組（賞味期限の延長及び年月表示化、食品廃棄物等の継続的な計量の実施、商慣習の見直し、フードバンク活動の活用、消費者における理解の促進など）を実施。

3 登録再生利用事業者の育成・確保とその適正な処理の推進

- ・登録再生利用事業者が存在せず、又は非常に少ない地域を中心に再生利用事業者に対する登録再生利用事業者制度の普及啓発を行う。
- ・登録の基準に再生利用事業の実績を有することを追加する。
- ・国が法に基づく報告徴収等を実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消しの措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化していく。

4 再生利用事業計画認定制度等の推進

- ・国による関係者のマッチングの強化及び地方公共団体の更なる理解等を通じた地域における多様なリサイクルループの形成を促進する。
- ・消費者は、リサイクルループ等の取組により生産された農畜水産物等の積極的な購入やこれを用いたメニューの注文、再生利用により製造された肥料の利用等により、食品循環資源の再生利用の推進に積極的な役割を果たしていく。
- ・国は、リサイクルループの取組により生産された農畜水産物等の量など認定計画の実施状況を把握していく。

5 施設整備の促進

- ・再生利用施設の整備を推進し、我が国における再生利用可能量を向上させていくことが重要である。

- ・市町村が再生利用施設の整備を検討する際には、必要に応じて、食品循環資源以外の廃棄物の活用や民間事業者との連携等の観点を考慮することも有効である。
- ・国は民間事業者が設置する再生利用施設の整備についても支援を行っていく必要がある。

6 国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の推進

- ・地方公共団体は、地域における民間の再生利用事業者の把握及び育成並びに関係主体の連携による計画的な食品循環資源の再生利用等を推進。
- ・市町村は、環境保全を前提としつつ食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて推進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用の実施等について、一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努める。
- ・リサイクルループに係る事業の中での市町村の区域を越えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が円滑に行われるよう、国は必要な周知を行う。
- ・市町村は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえて一般廃棄物の処理料金を決定することが望ましい。
- ・市町村は、一般廃棄物の3R（発生抑制、再使用及び再生利用）を進めるため、廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進する。
- ・都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、各都道府県が実施する循環型社会形成推進に係る施策において食品循環資源の再生利用等を位置付け、食品循環資源の再生利用等の更なる推進を図る。
- ・国は、地方公共団体に対して、食品循環資源の再生利用等の制度に係る説明会・意見交換を定期的に実施するほか、法に基づく取組へのより一層の積極的な対応を促す。
- ・国は、地域において食品循環資源の再生利用等の取組が円滑に推進されるよう、必要に応じて地方公共団体に対して廃棄物処理法の解釈等について技術的な助言を行うなど、地方公共団体との連携の強化に努める。

7 家庭から発生する食品廃棄物に係る取組

- ・国は、家庭から発生する食品廃棄物の発生抑制及び再生利用に係る取組について、市町村の果たすべき役割の周知を改めて図る。
- ・国は、消費者による発生抑制の促進や、市町村による再生利用施設の整備に対する支援等とともに、地方公共団体による先進的な取組事例の積極的な普及・展開を図る。
- ・消費者は、食品ロスの削減の取組の推進に努めるとともに、生ごみの水切り等により食品廃棄物の減量に努める。

8 食品循環資源の再生利用等の促進のための普及啓発

- ・国は、特定肥飼料等の製造の技術的支援と併せて食品リサイクル製品認証・普及制度及びエコフィード認証・エコフィード利用畜産物認証制度を広く普及啓発する。
- ・国は、先進的に食品循環資源の再生利用等に取り組む優良な食品関連事業者に対して表彰を行い、その取組を評価するなど、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取組を加速化する。

9 研究開発の推進

国は、これまでに開発した食品循環資源の再生利用等に係る技術の普及に努めるほか、産学官の研究機関が連携して再生利用等を更に促進するために必要な新たな手法の開発を促進していく必要がある。

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

- ・国及び地方公共団体は、E S D（持続可能な開発のための教育）の視点も取り入れた環境教育・環境学習、広報活動及び消費者団体との連携等を通じて、食品廃棄物等の発生状況、食品関連事業者の優良な食品循環資源の再生利用等の取組、賞味期限や消費期限を含めた食品表示に関する正しい理解を促す。
- ・食品循環資源の再生利用等に積極的な食品関連事業者の提供する農畜水産物や食品の購入・注文又は当該事業者の店舗の積極的な利用など食品関連事業者と連携した消費行動の推進、「もったいない」という意識の普及・醸成等を図る。
- ・学校における食育の一環として学校給食等から排出される食品循環資源を肥料等に活用するなどの取組を通じて、子どもの食品循環資源の再生利用等に対する理解が一層促進されるよう努める。

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

食品循環資源の再生利用等の推進については、関係主体間の連携を強化し、循環型社会形成推進の効果のみならず、食品循環資源の再生利用等に関連する多様な施策を一体的に推進し、相乗効果を高めていくことが重要である。

II. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項として改定することが適当な事項は、以下のとおりである。

1 食品循環資源の再生利用手法の優先順位の明確化

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号。以下「判断基準省令」という。)の食品循環資源の再生利用等の実施の原則において、飼料の原材料として利用することができるものについては、可能な限り飼料の原材料として利用し、飼料の原材料として利用することができないものであって、肥料の原材料として利用することができるもの(食品循環資源を原材料とするメタンの製造の過程において副次的に得られた物品を含む。)については、可能な限り肥料の原材料として利用することとする旨を規定すべき。

2 再生利用としてペットフードの製造を行う際の取扱いの明確化

判断基準省令の再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準において、食品循環資源の再生利用としてペットフードの製造を行う際には、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律並びにこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させる旨を規定すべき。